

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第10回期日(20231129)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件

原告 山縣 真矢 ほか7名

被告 国

証拠説明書

(原告ら第29準備書面関係)

2023(令和5)年11月10日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真希子

他

号証 甲A	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
461-1	婚姻平等マリフォ ー法案のポイント	写 し	2023年 3月	公益社団法人 Marriage For All Japan - 結 婚の自由を すべての人 に	現行の法律婚制度の内容 は、婚姻の当事者が法律上 異性の者どうしであること を前提とした用語について 法律上同性の者どうしも含 む用語に修正するといった 技術的な手当てをしさえす れば、法律上同性のカップ ルにもそのままの内容で適

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

					用可能であり、あえて異なる内容とする理由がないこと
461-2	婚姻平等マリフォー 一法案	写 し	同上	同上	同上
461-3	新旧対照表	写 し	同上	同上	同上
462	法制審議会民法 (親子法制) 部会 第 7 回会議資料 (抄) [1 頁、6 頁から 8 頁]	写 し			法律婚をした法律上異性のカップルが同意のもと精子提供による生殖補助医療によって子を出生した場合、当該子との間に嫡出親子関係が発生するところ、認知に関する民法 779 条は認知の対象となる子を「嫡出でない子」と限定しているため、精子提供者と上記生殖補助医療によって出生した子との間に認知によって父子関係が生ずることはないが、嫡出推定等によって既に父が定まっている子以外の子については、精子提供者が認知することができ、また、生物学上の父子関係が存在することから、認知請求を受けるおそれが

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

					あると解されていること
463	窪田・家族法一民法を学ぶ(第4版)[275頁]	写し	2019年12月	窪田 充見	特別養子縁組に関し、配偶者のある者であることが養親の要件とされているのは、特別養子縁組を通じて、可能な限り、一般的な親子関係に近い関係を作り出すという趣旨によること
464	塩崎大臣会見概要	写し	2017年4月	厚生労働省	2016年12月に大阪府が男性カップルを養育里親に認定したことについて、塩崎恭久厚生労働相は、2017年4月7日の記者会見で、「いずれにしても、同性カップルでも男女のカップルでも大事なことは、里親として育てていただく子どもさんのために愛着形成がしっかりなされ、そして健康で経済的にも安定している家庭の中で、子どもさんがしっかりと真っ直ぐ育っていることが大事でありますので、どのようなカップルであろうとそれが達成できれば我々としてはありがたいと思います。」と述

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

					べ、法律上同性のカップルを里親として容認し、歓迎する姿勢を示したこと
465	第 2 1 1 回国会参議院予算委員会議事録第 3 号令和 5 年 3 月 2 日[15 頁]	写し	2023 年 3 月	参議院	岸田総理大臣が、2023 年 3 月 2 日の参議院予算委員会において、法律上同性のカップルに里親委託することをプラスと認識しているかという質問に対し、「御指摘の点においてプラスの面がある、こういった指摘については、もちろんプラスの面があると私も思います」と答弁したこと
466	第 1 9 8 回国会衆議院厚生労働委員会議事録第 2 1 号令和元年 5 月 2 4 日[19 頁]	写し	2019 年 5 月	衆議院	2019 年 5 月 2 4 日の衆議院厚生労働委員会において、根本厚生労働大臣が、「基本的には、里親については、年齢や L G B T などを含めた属性などにかかわらず、子供に良好な家庭的環境を提供できるかどうか、これが重要だと考えています。そして、里親登録の判断、委員御案内であります。これは都道府県が行いますが、国としては、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

					<p>必要な研修を受講していること、経済的に困窮していないこと、禁錮以上の刑に処されていないこと、保護が必要な子供への理解や熱意、愛情があることなどを満たすべきことをお示ししております。その意味で、LGBT当事者であるか否かにかかわらず、このような視点で判断されるべきものと考えております。」などと答弁したこと</p>
467	<p>里親や特別養子縁組という家族の“かたち”</p>	<p>写し</p>	<p>2021年5月</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局局長も、『厚生労働』2021年5月号の中で、「里親になる場合は基本的な財力などが条件としてありますが、一番大切なことは「子どもに対する熱意」です。そのため、子育て経験のない人や単身世帯、共働き世帯、LGBT※の人でも里親になることができます。」と述べたこと。</p> <p>* なお、原文は、広報誌『厚生労働』2021年5月号</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

					の記事であるが、証拠としては、厚生労働省のサイトに転載された上記記事を提出している。
--	--	--	--	--	--

以 上